（第三者の行為による損害の届出）

第九十八条　［略］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員等記号・番号（厚生年金保険給付又は退職等年金給付を請求する場合にあつては、基礎年金番号）又は個人番号

［二～五　略］

（療養の給付等）

第九十九条　［略］

2　［略］

一　資格確認書を提出し、又は提示する方法

二　［略］

三　保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が、過去に取得した療養又は指定訪問看護（法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けようとする者の組合員の資格に係る情報を用いて、組合に対し、電磁的方法により、あらかじめ照会を行い、組合から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該者が当該保険医療機関等から療養（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとする場合又は当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合であつて、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認による確認を受けてから継続的な療養又は指定訪問看護を受けている場合に限る。）

四　その他財務大臣が定める方法

3　法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、保険医療機関等から前項第一号に掲げる方法（一部負担金の割合が記載され、又は記録されている資格確認書を提出し、又は提示する場合を除く。第百二条の二第二項において同じ。）又は同項第二号に掲げる方法により組合員であることの確認を受けるときは、資格確認書又は処方箋に高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該保険医療機関等において、当該組合員が法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

4　［略］

（一部負担金の割合が百分の二十となる財務省令で定めるところにより算定した収入の額等）

第九十九条の二　［略］

2　［略］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員等記号・番号又は個人番号

［二～五　略］

3　［略］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員等記号・番号又は個人番号

［二・三　略］

（第三者の行為による損害の届出）

第九十八条　［同上］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号（厚生年金保険給付又は退職等年金給付を請求する場合にあつては、基礎年金番号）又は個人番号

［二～五　同上］

（療養の給付等）

第九十九条　［同上］

2　［同上］

一　組合員証を提出する方法

二　［同上］

三　保険医療機関等（法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）が、過去に取得した療養又は指定訪問看護（法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けようとする者の組合員の資格に係る情報を用いて、組合に対し、電磁的方法により、あらかじめ照会を行い、組合から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該者が当該保険医療機関等から療養（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとする場合又は当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合であつて、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認（法第五十五条第一項に規定する電子資格確認をいう。以下同じ。）による確認を受けてから継続的な療養又は指定訪問看護を受けている場合に限る。）

3　法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、保険医療機関等に組合員証又は処方箋を提出する方法により組合員であることの確認を受けるときは、組合員証又は処方箋に高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該保険医療機関等において、当該組合員が法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

4　［同上］

（一部負担金の割合が百分の二十となる財務省令で定めるところにより算定した収入の額等）

第九十九条の二　［同上］

2　［同上］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～五　同上］

3　［同上］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二・三　同上］